

箕輪町地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)一覧

令和4年7月現在

項目 及び 根拠法令	対象資産	特例率	取得期限	適用期間		
<b>汚水又は廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)</b>						
水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設を設置する工場・事業場の汚水廃液処理施設	償却資産	1/3	R6.3.31	期限なし		
<b>下水道除害施設 (地方税法附則第15条第2項第5号)</b>						
公共下水道の利用者が設置した除害施設	償却資産	3/4	R6.3.31	期限なし		
<b>都市再生緊急整備地域において取得した施設 (地方税法附則第15条第15項)</b>						
規定する認定事業者が取得した公共施設等	家屋 償却資産	3/5	R5.3.31	5年間		
<b>特定都市再生緊急整備地域において取得した施設 (地方税法附則第15条第15項ただし書き)</b>						
規定する認定事業者が取得した公共施設等	家屋 償却資産	1/2	R5.3.31	5年間		
<b>特定再生可能エネルギー発電設備 (地方税法附則第15条第28項第1～3号)</b>						
太陽光発電設備	1000kw	未満	償却資産	R6.3.31	3年間	
		以上				2/3
風力発電設備	20kw	未満				3/4
		以上				2/3
水力発電設備	5000kw	未満				1/2
		以上				3/4
地熱発電設備	1000kw	未満				2/3
		以上				1/2
バイオマス発電設備	10000kw未満	1/2				
	10000K以上20000kw未満	2/3				
<b>浸水防止用設備 (地方税法附則第15条第29項)</b>						
洪水浸水想定区域もしくは雨水出水浸水想定区域内において取得した洪水や浸水防止を図るための設備で総務省令で定めるもの	償却資産	2/3	R5.3.31	5年間		
<b>企業主導型保育事業用資産 (地方税法附則第15条第33項)</b>						
企業主導型保育事業費補助金を受けた者が行う特定事業所内保育施設の用に供するもの	土地 家屋 償却資産	1/2	R5.3.31	5年間		
<b>市民緑地 (地方税法附則第15条第34項)</b>						
町の認定を受けた緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき所有し又は無償で借り受けて設置・管理する土地	土地	2/3	R5.3.31	3年間		
<b>浸水被害軽減地区の指定を受けた土地 (地方税法附則第15条第39項)</b>						
規定により指定された浸水被害軽減地区または洪水浸水想定区域内にある土地	土地	2/3	R5.3.31	3年間		
<b>雨水貯留浸透施設 (地方税法附則第15条第43項)</b>						
規定する認定計画に基づき設置する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの	償却資産	1/3	R6.3.31	期限なし		
<b>貯留機能保全区域の指定をうけた土地 (地方税法附則第15条第44項)</b>						
規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地	土地	3/4	R7.3.31	3年間		
<b>サービス付き高齢者向け住宅 (地方税法附則第15条の8第2項)</b>						
高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録された一定のサービス付き高齢者向け住宅	家屋	2/3	R5.3.31	5年間		
<b>先端設備等導入 (地方税法附則第64条)</b>						
中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等で生産、販売活動等の用に直接供されるもの	家屋 償却資産(構築物)	零	R5.3.31	3年間		
<b>家庭的保育事業施設 (地方税法第349条の3第27項)</b>						
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	家屋 償却資産	1/2		期限なし		
<b>居宅訪問型保育事業施設 (地方税法第349条の3第28項)</b>						
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	家屋 償却資産	1/2		期限なし		
<b>事業所内保育事業施設 (地方税法第349条の3第29項)</b>						
事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	家屋 償却資産	1/2		期限なし		